

第47号議案

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月28日

品川区長 濱 野 健

品川区印鑑条例の一部を改正する条例

品川区印鑑条例（昭和50年品川区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条に次の1項を加える。

- 2 前項各号に掲げる事項を登録した印鑑登録原票については、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製することができる。

第9条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードによる印鑑登録証）

第9条の2 区長は、登録申請者であつて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項の個人番号カード（以下「個人番号カード」という。）の交付を受けているものから当該個人番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があつたときは、印鑑登録証の交付に代えて当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行うものとする。

- 2 区長は、印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）であつて、個人番号カードの交付を受けているものから印鑑登録証に代えて当該個人

番号カードを印鑑登録証として利用したい旨の申請があつたときは、当該印鑑登録証を返納させ、当該個人番号カードを印鑑登録証として利用するための処理を行うものとする。

- 3 第4条の規定にかかわらず、前2項の申請については、代理人により行うことができない。
- 4 第1項および第2項の処理を行つた個人番号カード（以下「個人番号カードによる印鑑登録証」という。）は、印鑑登録証とみなす。この場合において、前条の規定は適用しない。
- 5 区長は、印鑑登録者から個人番号カードによる印鑑登録証の利用の継続を終了する旨の申請があつたときは、当該個人番号カードによる印鑑登録証を提示させ、印鑑登録証明書の交付に必要な記録を抹消し、当該印鑑登録者に対して印鑑登録証を直接交付する。

第10条中「印鑑登録を受けている者（以下「印鑑登録者」という。）」を「印鑑登録者」に、「印鑑登録証が」を「印鑑登録証（個人番号カードによる印鑑登録証を除く。第18条および第19条において同じ。）が」に、「き損」を「毀損」に改める。

第13条中「またはその代理人」を削る。

第14条第1項中「は、印鑑登録廃止申請書に印鑑登録証を添えて、申請しなければならない」を「、または登録されている印鑑を亡失したときは、印鑑登録廃止申請書により申請しなければならない」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、印鑑登録者は、利用する印鑑登録証が個人番号カード

による印鑑登録証であるときはこれを提示し、個人番号カードによる印鑑登録証でないときはこれを添えなければならない。

第14条第2項を削る。

第15条第5号中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 個人番号カードによる印鑑登録証に係る当該個人番号カードが失効したとき。

第16条中「ならびに第14条第1項および同条第2項」を「、第13条および第14条」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、個人番号カードによる印鑑登録証を利用する者にあつては、第13条の届出を代理人により行うことができない。

第20条中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する」を削る。

付 則

この条例は、平成30年9月1日から施行する。ただし、第8条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(説明) 個人番号カードと印鑑登録証の一元化を図るほか、印鑑登録原票の調製方法を改める必要がある。